

熊本県自衛防疫強化総合対策事業実施要領

第1 目的

この要領は、畜産農家の組織化に対応し、畜産の衛生管理を計画的、組織的に実施することにより、畜産農家の自主的な防疫措置の定着を図り、家畜の伝染性疾病の発生予防と家畜の生産性向上に資するため実施する熊本県自衛防疫強化総合対策事業（以下「総合対策事業」という。）について定め、併せて熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行、以下「交付要項」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

第2 事業主体

総合対策事業で行う事業及び実施主体は、次のとおりとし、各事業の実施に当たっては畜産農家、公益社団法人熊本県畜産協会（以下「畜産協会」という。）及び熊本県が連携、協力して行うものとする。

- 1 自衛防疫推進事業の実施主体は、畜産協会とする。
- 2 特定疾病損耗防止推進事業の実施主体は、畜産協会とする。
- 3 豚丹毒発生予防事業の実施主体は、畜産協会とする。

第3 指導助言及び助成

知事は、総合対策事業の実施につき、必要な助言及び指導を行うほか、経費については、予算の範囲内において、別に定めるところにより補助するものとする。

第4 事業の実施等

1 自衛防疫推進事業

(1) 自衛防疫推進事業

ア 推進会議の開催

畜産協会は、家畜防疫の円滑な実施に資するため、事業の適切な実施のために指定した獣医師との打合せ会議及び畜産協会の会員等を構成する推進会議を都道府県段階及び地域段階で開催するものとする。

イ 事業需要等調査

畜産協会が行う自衛防疫事業の実施要望の把握、家畜生産導入計画等の実態調査等を行い、事業の円滑な実施に資する。

ウ 広報事業

畜産協会は、家畜衛生に関する知識、技術等について、印刷物等によって普及

啓発を図るものとする。

2 特定疾病損耗防止推進事業

(1) 牛疾病発生予防事業

ア 流行性感冒発生予防事業

(ア) 畜産協会は、流行性感冒発生予防のため集団的に予防接種ができる地域の飼養牛に対し、あらかじめ指定した獣医師による的確な予防接種を行うものとする。

(イ) 畜産協会は、この事業により予防接種を行ったときは、当該牛の所有者又は管理者に対し、別記第1号様式による予防接種済証を交付し、これを1年間保存させる（牛を他に販売等した場合を除く。）。または、その実施状況を別記第2号様式により整理するものとする。

イ 牛伝染性鼻気管炎発生予防事業

(ア) 畜産協会は、牛伝染性鼻気管炎発生予防のため事業年度生産子牛で家畜市場予定牛に対しあらかじめ指定した獣医師による的確な予防接種を行うものとする。

(イ) 畜産協会は、この事業により予防接種を行ったときは、当該牛の所有者又は管理者に対し、別記第1号様式による予防接種済証を交付し、これを1年間保存させる（牛を他に販売等した場合を除く。）。または、その実施状況を別記第2号様式により整理するものとする。

ウ アカバネ病発生予防事業

(ア) 畜産協会は、アカバネ病発生予防のため事業年度における繁殖の目的で飼養されているおおむね3歳（1産）以内のめす牛に対してあらかじめ指定した獣医師による的確な予防接種を行うものとする。

(イ) 畜産協会は、この事業により予防接種を行ったときは、当該牛の所有者又は管理者に対し、別記第1号様式による予防接種済証を交付し、これを1年間保存させる（牛を他に販売等した場合を除く。）。または、その実施状況を別記第2号様式により整理するものとする。

3 豚丹毒発生予防事業

(1) 畜産協会は、豚丹毒発生予防のため、あらかじめ指定した獣医師による的確な予防接種を行うものとする。

(2) 畜産協会は、この事業により予防接種を行ったときは、その実施状況を別記第2号様式により整理するものとする。

第5 事業実施計画書

交付要項第3条の事業実施計画書は、別記第3号様式によるものとする。

第6 事業計画内容等の変更

第4の1に掲げる事業の目標値の変更、目標の追加又は削除がある場合、第4の2、3に掲げる各事業における事業費の30%を超える増減があった場合、事業実施計画の変更を行うものとする。

交付要項第5条第1項の事業実施変更計画書は、別記第3号様式を準用し、変更前を（ ）書きするものとする。

第7 補助金の交付申請

交付要項第6条第2項第1号の事業計画書は、別記第3号様式を準用するものとする。

第8 事業変更計画

交付要項第8条第2項の事業変更計画書は、別記第3号様式を準用するものとする。

第9 実績報告

交付要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第3号様式を準用するものとする。

第10 事業の補助金等交付決定前着手

交付要項第9条の承認申請書は、別記第4号様式によるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年8月9日から施行し、平成19年4月2日から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

7.5cm	
No.	000 予防接種実施済証
畜主氏名 名 号	
この牛は、自衛防疫強化総合対策事業により 病の予防接種がしてあります。	
記	
9.0cm	
予防注射年月日	
予防液の種類	生ワクチン、不活化ワクチン
注射実施獣医師氏名	印
熊本県畜産協会 (所在地)	印

- 注 1 流行性感冒の予防注射を行う場合は、疾病名は牛流行熱、イバラキ病を区分してください。
- 2 この証明書は、個々の牛に対して発行するものを原則としますが、同一農家等に飼養される牛群であって同一年月日に同一の予防液を注射したものにあっては、当該牛群に対するものにかえることができます。
(ただしこの場合は、名号の欄に注射した牛の個体名号等を連記してください。)
- 3 本様式は畜産協会が知事と協議して定める様式をもって代えることができます。ただし、この場合には、疾病名(略号でも可) 予防注射年月日 予防液の種類(略号でも可)、注射実施獣医師氏名及び畜産協会名(略号でも可)を明らかにできる様式にしてください。

別記第2号様式 (第4関係)

流行性感冒(牛流行熱又はイバラキ病)、牛伝染性鼻気管炎又はアカバネ病予防接種実施整理簿

実施疾病名

(単位: d、ml、頭)

月	ワクチン購入量		実施数				状況		期末在庫		備考
	生ワクチン	不活性化ワクチン	生ワクチン	不活性化ワクチン	計	ワクチン使用量		生ワクチン	不活性化ワクチン		
						生ワクチン	不活性化ワクチン				
4	()	()									
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
1											
2											
3											
計											

(注) 1 ()内には、期首在庫量を記入してください。
 2 備考欄には購入ワクチンの製造業者名を記入してください。

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 事業主体の所在地及び代表者氏名

(2) 自衛防疫推進事業

ア 自衛防疫推進事業

(ア) 推進協議会の開催計画

開催計画 回	参集延人員	開催場所	事業費	備考
	人		千円	

(イ) 事業需要等調査

調査カード作成部数 (対象農家戸数)	主な調査内容	調査延べ人員	取りまとめ延べ人員	備考
部 ()		人	人	

(ウ) 広報事業

種類	部(回)数	事業費	備考
ポスター等掲示物 広報紙 その他		千円	

(4) 豚丹毒発生予防事業

	飼養頭数又は 年間生産頭数	予防注射 実施頭数(a)	予防注射実施獣医師数		予防接種の単価(b)	事業費 (a)×(b)	備 考
			専 任	嘱託(指定)			
繁殖豚 子豚							
計							

3 経費の配分

区	分	事業費	負担区分		備 考
			補助事業に要する 県費補助金	(要した)経費 協会費	
自衛防疫強化総合対策事業		円	円	円	
1 自衛防疫推進事業費					
(1) 推進協議会開催費					
(2) 事業需要等調査費					
(3) 広報費					
2 特定疾病損耗防止推進事業費					
(1) 牛流行性感冒発生予防事業費					
(2) 牛伝染性鼻気管炎発生予防事業費					
(3) アカバネ病発生予防事業費					
3 豚丹毒発生予防事業					
合	計				

4 事業の完了予定年月日 (又は完了年月日)

別記第4号様式

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

平成 年度熊本県自衛防疫強化総合対策事業(事業)に係る補助金
交付決定前着工承認申請書”

平成 年度熊本県自衛防疫強化総合対策事業(事業)について、別記条件を
了承のうえ補助金交付決定前に着工したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条の
規定により申請します。

- 1 事業名 平成 年度熊本県自衛防疫強化総合対策事業
() ”
- 2 事業内容
- 3 事業費 円
- 4 事業主体 公益社団法人 熊本県畜産協会
- 5 着工予定年月日 平成 年 月 日
- 6 完了予定年月日 平成 年 月 日
- 7 補助金等交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した
事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しな
い場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計
画変更は行わないこと。